○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
北斗市（一般国道二百二十八号及び二百八十号）	北斗市柳沢二四番一から同市茂辺地八一七番一まで	北海道開発局函館開発建設部及び同局

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日十五時

○沖縄総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・四・五十四号城間前田線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県浦添市字前田、前田一丁目及び前田二丁目地内

使用の部分　なし

官報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成24年３月23日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　路線名　一般国道470号

2　指定する道路の区間　富山県氷見市宇波30番１から同市稲積111番１まで

3　指定する期日　平成24年３月25日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年３月23日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	富山県氷見市宇波30番１から富山県氷見市稲積111番１まで

2　指定する期日　平成24年３月25日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し充分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成24年３月23日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号	愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲2057番から愛媛県松山市久谷町乙166番３まで
一般国道55号（日和佐道路）	徳島県阿南市福井町日の地380番５から徳島県海部郡美波町田井字川尻107番４まで
一般国道56号（土佐市バイパス）	高知県土佐市中島字東土居63番１地先から高知県土佐市高岡町字西鶴若甲69番２まで
四国横断自動車道（西予宇和ＩＣ～宇和島北ＩＣ）	愛媛県西予市宇和町稲生913番１地先から愛媛県宇和島市高串字屋敷田１番地耕地1029番１地先まで

2　指定する期日　平成24年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年３月23日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道55号（日和佐道路）	徳島県阿南市福井町日の地380番５から徳島県海部郡美波町北河内字本村85番２まで
一般国道56号（土佐市バイパス）	高知県土佐市中島字東土居63番１地先から高知県土佐市高岡町字西鶴若甲69番２まで
四国横断自動車道（西予宇和ＩＣ～宇和島北ＩＣ）	愛媛県西予市宇和町稲生913番１地先から愛媛県宇和島市高串字屋敷田１番地耕地1029番１地先まで

2　指定する期日　平成24年４月１日

3　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。